0.012

R_{17} ＝ 0.010

R_{18}　ア　北海道に対して総務大臣が通知した額のうち A に係るもの　0.031

イ　北海道に対して総務大臣が通知した額のうち B に係るもの　0.018

ウ　山梨県に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.024

エ　兵庫県に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.018

R_{19} ＝ 0.012

R_{20} ＝ 0.012

R_{21} ＝ 0.012

R_{22} ＝ 0.011

R_{23} ＝ 0.011

R_{24}　ア　新潟県に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.011

イ　徳島県に対して総務大臣が通知した額のうち A に係るもの　0.016

ウ　徳島県に対して総務大臣が通知した額のうち B に係るもの　0.027

R_{25}　ア　宮城県に対して総務大臣が通知した額のうち A に係るもの　0.011

イ　宮城県に対して総務大臣が通知した額のうち B に係るもの　0.016

R_{26} ＝ 0.012

R_{27} ＝ 0.000

R_{28} ＝ 0.0339

S_n　石綿対策事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

T_{17} ＝ 0.022

T_{18} ＝ 0.022

T_{19} ＝ 0.025

T_{20} ＝ 0.025

T_{21} ＝ 0.026

0.012

R_{17} ＝ 0.010

R_{18}　ア　北海道に対して総務大臣が通知した額のうち A に係るもの　0.031

イ　北海道に対して総務大臣が通知した額のうち B に係るもの　0.018

ウ　山梨県に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.024

エ　兵庫県に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.018

R_{19} ＝ 0.012

R_{20} ＝ 0.012

R_{21} ＝ 0.012

R_{22} ＝ 0.011

R_{23} ＝ 0.011

R_{24}　ア　新潟県に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.011

イ　徳島県に対して総務大臣が通知した額のうち A に係るもの　0.016

ウ　徳島県に対して総務大臣が通知した額のうち B に係るもの　0.027

R_{25}　ア　宮城県に対して総務大臣が通知した額のうち A に係るもの　0.011

イ　宮城県に対して総務大臣が通知した額のうち B に係るもの　0.016

R_{26} ＝ 0.012

S_n　石綿対策事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

T_{17} ＝ 0.022

T_{18} ＝ 0.026

T_{19} ＝ 0.026

T_{20} ＝ 0.026

T_{21} ＝ 0.026